

I 水質関係法令等のしくみ

1 水質汚濁防止法について

(1) 目的（第1条関係）

特定事業場から排出される排水等を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護し、生活環境を保全すること等を目的とする。

(2) 定義（第2条関係）

- ① 公共用水域
河川、湖沼、海域等公共の用に供される水域及びこれに接続する水路等（公共下水道を除く。）
- ② 有害物質
法第2条第2項第1号に規定する物質
- ③ 指定物質
法第2条第4項に規定する物質
- ④ 特定施設
有害物質や生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水又は廃液を排出する施設で水質汚濁防止法施行令で定める施設
- ⑤ 指定施設
指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
- ⑥ 貯油施設等
重油、軽油、灯油等を貯蔵する施設等
- ⑦ 特定事業場
特定施設を設置する工場又は事業場
- ⑧ 指定事業場
指定施設を設置する工場又は事業場
- ⑨ 貯油事業場
特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するもの
- ⑩ 排水水
特定事業場から公共用水域に排出される水（雨水を含む。）
- ⑪ 有害物質使用特定施設
有害物質を製造、使用、又は処理する特定施設
- ⑫ 有害物質使用特定事業場
有害物質使用特定施設を設置する特定事業場
- ⑬ 有害物質貯蔵指定施設
有害物質を貯蔵する施設（有害物質を含む水が地下浸透するおそれのある施設）
- ⑭ 特定地下浸透水
有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの

(3) 排水水の排出の制限（第12条関係）

水質汚濁防止法（以下「法」という。）では、排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

排水基準は、法で排水水の許容限度（一律基準）が定められているほか、山形県

生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）により一律基準より厳しい基準（上乘せ基準）が定められている（資料－1参照）。

(4) 特定地下浸透水の排出水の排出の制限（第12条の3関係）

法では、特定地下浸透水が有害物質を含む場合、地下浸透させてはならない。

また、条例では特定施設から排出されるすべての汚水又は廃液（これを処理したものを含む。一部、除外規定あり）の地下浸透が禁止されている。

(5) 届出等（第5条～第7条、第10条及び第11条関係）

工場又は事業場から公共用水域に排出水を排出する者、特定地下浸透水を浸透させる者、工場若しくは事業場において有害物質使用特定を設置しようとする者又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、特定施設等を設置等しようとするときは、あらかじめ山形県知事に届出をしなければならない。

届出が必要な事項及び届出期限等は表－1のとおりである。

(6) 事故時の措置（第14条の2関係）

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は排水基準に適合しないおそれがある水、有害物質又は指定物質を含む水及び油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康や生活環境に被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況等について山形県知事に届出をしなければならない。

2 山形県特定事業場排水自主管理要綱について

(1) 目的

特定事業場について、法の定めがあるもののほか必要な事項を定め、排水水の自主管理の推進を図り、公共用水域及び地下水の水質保全に寄与することを目的とする。

(2) 内容

要綱の主な内容は次のとおりである。（資料－2参照）

- ① 事業活動に伴う汚水の地下浸透の禁止
- ② 排水水の水質目標値を設定
- ③ 排水水等の自主測定的项目と頻度の設定
- ④ 事故時の水質汚濁防止対策
- ⑤ 有害物質使用事業場の適正な構造の設定
- ⑥ 自主管理要領の策定

(3) 自主管理要領

特定事業場の設置者は、山形県特定事業場排水自主管理要綱に基づき自主管理要領を策定するとともに、策定した自主管理要領は、管轄の総合支庁保健福祉環境部環境課に1部提出することになっている。（資料－3参照）

表一 1 届出が必要な事項及び届出期限等

手続きが必要な事項	届出条項	届出の期限
1 特定施設を設置しようとするとき (公共用水域に水を排出するものに限る。)	法第5条 第1項	設置工事着手の日の 60日前まで
2 有害物質使用特定施設を設置しようとするとき (1, 2の規定に該当する場合を除く。) 有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	法第5条 第3項	設置工事着手の日の 60日前まで
3 特定施設が新たに追加された際、現にその施設を設置 しているとき	法第6条 第1項	特定施設となった日 から30日以内
4 既に届け出た次の各号のいずれかを変更しようとする とき (1)法第5条第1項関係 ア 特定施設の構造 イ 特定施設の設備 ウ 特定施設の使用の方法 エ 汚水等の処理の方法 オ 排出水の汚染状態及び量 カ 排出水に係る用水及び排水の系統 (2)法第5条第3項関係 ア 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 の構造 イ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 の設備 ウ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 の使用の方法 エ 用水及び排水の系統 (搬入及び排出の系統)	法第7条	変更工事等着手の日 の60日以上前まで
5 氏名又は名称 (法人の場合は代表者を含む。)、住所、 工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき	法第10条	変更した日から30 日以内
6 特定施設の全部又は一部を廃止したとき	法第10条	廃止した日から30 日以内
7 特定施設に係る届出者の地位を承継したとき	法第11条 第3項	承継した日から30 日以内
8 特定施設の事故が発生し、有害物質等が公共用水域に 排出されるなど、生活環境に係る被害が生ずるおそれ があるとき	法第14条 の2第1項	速やかに

- 備考 1 届出書の提出部数は、2部 (正本及びその写し) とする (事故時の届出は1部)。
 2 届出先は、各総合支庁保健福祉環境部環境課とする。
 3 フレキシブルディスクによる届出を行う場合、法施行規則様式第10の2に規定されるフレキシブルディスク提出書及び添付書類 (図面等) 各2部 (正本及びその写し) をフレキシブルディスクとともに提出するものとする。